（日本海西区）

37　京都府京丹後市経ヶ岬突端北東の線と島根県出雲市日御碕突端正北の線との両線間における海域

38　最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域及び北緯四十度九秒の線以南、北緯三十五度十一秒の線以北、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西の海域

40　最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

41　北緯三十五度十一秒の線、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十八度二十九分五十二秒の線により囲まれた海域

43　島根県出雲市日御碕灯台正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

44　最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域

45　山口県下関市角島西端正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

46　北緯三十六度十一秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域

47　北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域

別記二　制限又は条件

（北海道区）

1　(1)　体長（ふん端から尾びれの岐点までの長さをいう。以下同じ。）二十二センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中北緯四十五度四十分十一秒の線以北のオホーツク海及び日本海の海域においては、かに及びつぶを採捕してはならない。

2　(1)　体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

3　操業区域の3中北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以西の海域においては、毎年四月一日から九月三十日までの間は、操業してはならない。

4　操業区域の2においては、毎年六月十日から十月十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

5　操業区域の2中北緯四十六度八秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

6　操業区域の4においては、毎年一月十日から四月二十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

7　操業区域の4中択捉島ベルタルベ山頂上百五十度の線以西の海域においては、操業してはならない。

8　(1)　すけとうだらを漁獲対象とする場合にはコッドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合にはコッドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

(2)　すけとうだら又はかれいを漁獲対象とする場合には、コッドを一重にしなければならない。ただし、コッド網地面積の二分の一を超えない範囲で、コッドの底面及び側面下部にスレ網を固着する場合は、この限りでない。

(3)　けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

(4)　旧トン数九十八トン以上又は新トン数百二十六トン以上の船舶で、我が国の領海又は排他的経済水域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除く。以下同じ。）において、網口開口板を使用せずに操業する場合には、荒手網部分を含めヘッドロープの長さを百五十メートル以内としなければならない。

9　操業区域の3又は4においては、船橋甲板室の周囲を茶色（マンセル記号　10YR7／4）の塗料で塗装しなければならない。

10　花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。

（太平洋北区）

11　操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年三月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

12　操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年二月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

13　操業区域の7中北海道広尾郡広尾町広尾灯台七十一度の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東十五海里の点と同道中川郡豊頃町十勝大津灯台百三十二度十海里の点とを結ぶ線との交点及び同道釧路市釧路埼灯台二百二十六度の線と北緯四十二度四十分九秒の線との交点を通る線以西の海域においては、毎年十月十六日から同月二十五日までの間は、操業してはならない。

14　当分の間、操業区域の8においては、操業してはならない。

15　操業区域の8中青森県下北郡東通村白糠灯台正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

16　操業区域の5又は8においては、二そうびきで操業してはならない。

17　操業区域の6においては、船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならない。

青森県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　緑色（マンセル記号　2・5G8／3）

宮城県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　黄色（マンセル記号　5Y8・5／13）

福島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　青色（マンセル記号　10B6／7）

18　操業区域の10又は11中福島県いわき市塩屋埼突端正東の線以南の海域においては、操業してはならない。